

琉球大学学術リポジトリ

岸總理大臣第1次訪米関係一件 会談関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44205

(3)

第一回 島・タレス会談(政治問題)参考資料

第一回岸ダレス会談（政治問題）参考資料

（昭三二、六、一五）

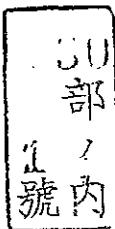
日米関係に対する私の基本的考え方については、昨日貴長官同席の下に、アイゼンハウラー大統領に述べたとおりであり、又日米協力関係の強化発展のための具体的方策についても、東京においてマックアーサー大使と率直な意見の交換を行つたので、貴長官もこれらの問題についての私の考え方については既に承知されているものと了解する。

本日は、安全保障問題、領土問題、戦犯問題、中国問題、原水爆実験禁止問題等について、直接貴長官と充分に意見の交換を行うことを希望する。

一 安全保障防衛問題

(1) 安全保障条約の改訂

(1) 現行条約により、米国は日本に米軍を駐留せしめる権利を享



有し、そのための各種の便宜を得ながら、その配備使用について、日本に対する直接の武力攻撃がなされた場合を除いては、日本側と何等の協議を行う義務を負つていいない。このような条約は両国間の眞のパートナーシップを反映するものとはいひ難い。

改訂の第一点は、以上の点を改めて、米軍の配備と使用は両国間の協議によつて決定するということである。

(b) 改訂の第二点は、国連憲章との関係を明らかにし、条約に基づいて両国のとつた行動は、直ちに国連に報告し、国連の決定に従うという点である。

(c) 改訂の第三点は、条約の有効期限を明らかにすることである。(d) 以上の改訂は、決して安全保障に関する日米協力を消極化することを意味するものではない、何となれば、この改訂によつて日本国民の支持が確保され、両国間の眞のパートナーシ

ップを打立てる基礎が確立され、日米協力関係を強化する結果となるからである。

(備考) 以上の主張に對して、米国側からは、主として(1)について、かかる改訂は、米軍の行動を制約せんとするものであり、特に在日米軍基地の使用が制限されることは極東における安全保障を危殆ならしめるとの反対論がなされることが予想される。

右の反対論に対しても、日本側の立場(2)を繰り返し強調するものとする。即ち、条約そのものに対する国民の支持なくして、單に条約上の決定によつてのみ軍事的権利を確保せんとすることは、究極においては軍事目的達成それ自体を阻害する結果となる。眞の安全保障は精神的な結合が根本的な要件である。しかして現在ソ連中共が日米の離間を最大の目標としている時期においては、

日米間の精神的結合の面を閑却することこそ、安全保障を危殆ならしめるものである。

(2) 日本の防衛計画と米軍の撤退並びに軍事基地の返還

(1) 日本政府は最近防衛三ヶ年計画を正式に決定した。右の計画は、従来日本の防衛当局が作成したものと、正式に日本政府の決定としたものである。

右の計画が達成されても、日本が独力をもつて自国の防衛の責任を負い得るものではなく、依然として日米共同防衛の線が堅持されなければならないことはいうまでもないが、本計画は、日本が自国防衛の第一次責任を負うために大きく前進することを意味するものである。

なお本計画の達成如何は、相当程度米国よりの軍事援助に依存するものであるから、存分な協力を期待するものである。

(1) 両国間のパートナーシップを確立し、且つ軍事駐留に伴う各

種のフリクションをミニマイズするためにも、在日米軍が出来る限り日本より撤退することが望ましい。特に日本側の陸上戦闘部隊の増強計画にもかんがみて、米軍陸上戦闘部隊は出来る限りすみやかに完全に日本から撤退することが望ましい。

米軍の撤退計画並びに軍事基地の返還計画については、今後両国政府間で充分協議を行うこととしたい。

二

領土問題

(1) 施政権の返還は、決してこれ等諸島の軍事的重要性を軽視して主張しているのではない。この問題の解決は、安全保障条約の改訂と同様、日米間の精神的結合を強化し、究極的には、軍事目的の遂行自体を容易ならしめる結果となると信ずるものである。

(2) 施政権が今直ちに返還されることを求めるものではなく、期限を付して返還されることを明らかにすれば、日本国民の誤解と不安は解消すると確信するものである。その期間は十年とすることを提案したい。

4) 施政権の行使と純軍事的要件とを切り離すことには実際問題として、非常な困難が存するであろうということは充分想像されるが、さればと云つて、始めからこのことが実現不可能と決めかねるべきではない。施政権が今直ちに返還されることを求めていふのではなく、十カ年の期限を付していくのであるから、

その間両国政府当局が真に善意と熱意をもつてすれば、両者を調和せしめる道を発見することは決して不可能であるとは考えない。

(二) 小笠原島については、施政権返還とは別箇に、旧住民の帰島が認められることを強く希望する。この際人數を限定しても帰島が早急に実現することを特に希望するものである。

三 戰犯問題

他國關係戦犯は現在殆んど解決しておるにもかかわらず米国關係在所者はなお六月十五日現在六十七名あり、その早急全面釈放の方をしばしば要請しているが、現在においても一括釈放は実現するに至らず、個人々々につき保釈審査委員会による司法的審査を進め、逐次解決するほかない状態にある。

参考までに現在までの移動状況は左のとおりである。

在所現在員所	死所	入所	期出	假出	特别医療假出所	平和条約発効時	A級	B級	C級
一 六七	一 七	六 一	七 六	五 三四六	五 三四六	一三 四二五	一三 四二五	一三 四二五	一三 四二五

(1) 中共圧迫政策の効果と中ソ関係

米国政府は中共のプレステイジを上げるようなことは一切行わない方針で、中共に対し圧迫ないし不接触の政策をとり、これによつて中ソ間の親密さを破り中共に変貌を起させようとしているがこの政策の効果には強い疑問がある。

この政策はある程度中共に困難をもたらしたであらうが、より以上に中共をソ連に依存させる効果をもたらしている。即ち離間要素となるよりも緊密化要素となつてゐる。中共内部においても民主化の動きの見える現在、この政策について再検討をする好時期と考える。

(2) 二つの中国＝台湾を自由陣営に確保

中共が内部に種々の困難を感じながらも、国家として固まり成長しつつある事実は無視し得ない。将来ある時期にこれを中

國大陸を現實に支配する政府として承認することは自然であります不可避であると考える。

その際においても台湾は是非とも自由陣営に確保しておく必要がある。台湾の内情については表面一応安定して見えるけれども、種々の底流のあることは今次台北暴動にも現れているところであり、中共の解放工作が今後意外の効果を現わすおそれもある。

従つてこの際早期に現状を固着化し、中共台灣共に相手に対する主権を抛棄して二つの國家として並存するような方向で問題を解決する必要がある。

その際台湾の大多数の住民である台湾人の意思を充分尊重する必要があり、又これが賢明である。

国際連合の代表権の問題についても、中共支持の投票数が多くならないうちに、右の考え方でこのような国際的氣運を作つ

て行く必要がある。

(3) 日本と中国大陸の特殊關係

日本が中国大陸と地理的、歴史的に最も密切な關係にあることは言うをまたない。従つて、貿易上の問題についても中国大陸と接觸を要するこでもなく、その他の問題についても中国大陸と接觸を要することが多々ある。この現実の必要を無視してかたくなに不接觸政策をとることは、徒らに国民の不満を助長するのみで反つて悪結果をもたらす。政府としても既に引揚問題については中共政府と在シーネーヴの総領事を通じて折衝をしているが、他の問題についても逐次このような必要が生じてくることと思う。このような特別な必要と事情は米国政府においても充分理解されるところと考える。(このような接触が承認等を意味するものでは全くないことは言うまでもなく、承認問題については冒頭述べたとおりである。)

更にこのような接触により、現在やや弛緩状態にある中共に自由世界の新風を送つて、彼らの考え方へ変化を起させる積極面も考慮されるべきであろう。

(4) 日米間の緊密な連絡

今後も中国問題については日米両者において緊密に情報、意見の交換を続けるようにしたい。

五 核兵器実験禁止問題

日本国民の大多数は核兵器実験の禁止を望んでおり、日本政府及び国会も、人道的見地から、核兵器の実験だけは軍縮諸問題ときり離しても実現させたいと考えている。実験の禁止は決して自由陣営のみに不利な作用をするものとは思わない。日本はondonの国連軍縮小委員会に対し核兵器実験の探知及び登録に関する政府「見解」を提出しているが、米国においても、最近、ヘビーボムの一時的禁止案又は十メガトンをもつて米英ソ三国の核実験の限度とする案などが唱えられたと伝えられているのは、核実験問題に関する米国思潮の方向を示し、日本の見解に接近したるものとして歓迎するが、更に米国が核実験を切りはなして出来るだけ広範囲に且つ速かに禁止に到達せしめ得る協定の成立に努力せられんことを切望する。

アメリカの会

安保理事会立候補問題（対ダレス会談）

安保理事会において、アジアがアンダー・レブレゼンテッドであることは衆知の事実であると思う。米国が理事会の議席を増加するべく努力されたことは関係国のひとしく多としているところであるが、右が実現に至らない場合、アジア諸国としては、フィリピンの先例のことく、東欧のものとされていた議席に割込む以外に途がない。

今度の総会では東欧からは衛星国の一つが立候補すると思われるが、日本は友好諸国との積極的支持が充分盛り上る見込ならば、立候補する意向を有している。この点について、貴国政府の御意見を承りうれば幸である。

なお、日本は国際司法裁判所裁判官にも立候補しているが、これ

極
秘

は今度は五人の裁判官を選出するのであり、従前国際連盟時代には日本は中国とならんと裁判官を出していたことでもあり、別段安保理事会選挙の方に支障を来すことはなかろうと考へてゐる。経済社会理事会については日本は今年は中国と争うことになるので、これを避ける考へである。

要するに日本が安保理事会に立候補した場合、当選するか否かは一にかかるて友好諸国の支持如何にある次第である。